

議案第6号

みやき町税条例の一部を改正する条例について

みやき町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が公布されたことに伴い、みやき町税条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町税条例の一部を改正する条例

みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条中「送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項の規定により佐賀県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第34条の7第1項第1号ウ中「又は金銭」を削る。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに第2条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（経過措置）

第2条 この条例による改正後のみやき町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適

用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の新条例第34条の7第1項（第1号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

改正前	改正後
<p>除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が、当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により佐賀県知事又は佐賀県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより町長が指定した寄附金又は金銭</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が、当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び</p> <p>_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項の規定により佐賀県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより町長が指定した寄附金_____</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>

改正前	改正後
<p><u>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</u></p>	

みやき町税条例の一部を改正する条例（概要）

改正概要	みやき町税条例 改正範囲	内容	施行日等
公示送達	第18条	○地方税法の改正にあわせて改正 ※公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した地方税法施行規則の改正に伴う改正	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行
納税証明事項	第18条の3	○規定の整備 ※第18条の改正に伴う規定の整備	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行
個人の町民税に係るもの	第34条の7①	○地方税法の改正にあわせて改正 ※公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備	公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行
個人の町民税に係るもの	附則第4条の2	○地方税法の改正にあわせて削除 ※公益信託の見直しに伴い規定の削除	公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行